

働き方改革の実態調査について(第2、3回)

第2, 3回働き方改革実態調査結果の公表と、
今後の対応方針についての報告

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査結果について

厚生労働省 医政局 医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第2回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（令和4年7月～8月）

第1回調査（令和4年3月～）の時点では、各医療機関の準備状況や地域医療提供体制への影響等、総合的な評価が困難であったことから、改めて大学病院の本院と都道府県に対して、医師の時間外・休日労働時間の把握状況、調査時点における時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数を把握するための調査（第2回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

- 大学病院の本院：81病院
- 都道府県：地域医療提供体制維持に必要な医療機関

調査時期

令和4年7月11日～令和4年8月19日

調査方法

- 大学病院本院の各診療科に調査票を配布し、回答を集計
- 各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- 大学病院の本院
 - ・ 自院での時間外・休日労働時間数の把握の有無
 - ・ 副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数の把握の有無
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数
- 都道府県
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数

結果の概要

- 大学病院の本院
 - ・ 回答数
大学病院の本院：81病院※1
診療科：2,455診療科
※1 令和4年5～7月に実施した「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」（大学病院追加調査）により既回答（副業・兼業先を含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数がゼロ）と回答した4大学を含む。
 - ・ 時間外・休日労働時間数の把握状況(診療科単位)

自院の勤務実績	100%	(2,455/2,455診療科)
副業・兼業先の勤務予定	100%	(2,455/2,455診療科)
副業・兼業先の勤務実績※2	93%	(2,280/2,455診療科)

※2 勤務実績は、副業・兼業先で実際に勤務した時間
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数及び病院数：
1,095人・56病院
- 都道府県
 - ・ 回答数
都道府県：45都道府県
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数及び医療機関数：
993人(病院：886人、有床診療所：107人)
303医療機関(病院：216/4,257、有床診療所：87/1,427)

第3回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（令和4年8月～9月）

第2回調査の結果を踏まえつつ、今後、各医療機関において医師に対する労働時間短縮の取組を実施した場合であっても、令和6年4月時点で時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数と、それに伴う地域医療提供体制への影響等を把握するための調査（第3回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

- 大学病院の本院：56病院
第2回調査において、時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当を超える医師がいると回答した病院
- 都道府県
 - ① 第2回調査において、時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当を超える医師がいると回答した医療機関
 - ② 地域医療提供体制維持に必須となる医療機関

調査時期

令和4年8月22日～令和4年9月16日

調査方法

- 大学病院本院に調査票を配布し、回答を集計
- 各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- 大学病院の本院
令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
- 都道府県
 - ① 令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
 - ② 令和6年4月時点で医師の引き揚げにより診療機能への支障を来すことが見込まれる医療機関数

結果の概要

- 大学病院の本院
 - 回答数
大学病院の本院：56 病院
 - 労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数：
69人（8病院）
- 都道府県
 - 回答数
都道府県：① 47 都道府県、② 46 都道府県
 - ① 労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超見込みの医師数：
237人（病院：204人、有床診療所：33人）
 - ② 医師の引き揚げによる診療機能への支障が見込まれる医療機関数：
43 医療機関

円滑な法施行に向けた厚生労働省の取組

1. 医療機関の宿日直許可申請の円滑化に向けた支援

- ・ 厚生労働省に医療機関の宿日直申請に関する相談窓口の設置（令和4年4月）、医療機関の宿日直許可事例、Q&Aの周知
- ・ 勤改センターによる相談機能の強化（個別の訪問支援、労働局と連携した相談支援、許可申請する際の同席支援 等）
- ・ 各労働局を通じた管轄地域の医療機関に対する宿日直許可に関する説明会の開催

2. 大学病院を含む医療機関への個別支援

- ・ 院長を含めた大学病院ヒアリング・働き方改革推進のための技術的助言、全国医学部長病院長会議と連携した情報発信
- ・ 医療機関の課題に対応した勤改センターによる個別支援（個別の勤務環境改善支援、時短計画作成支援 等）

3. 都道府県・医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の取組強化への支援

- ・ 都道府県担当課長を交えた都道府県や勤改センターへのヒアリング・勤改センターが行う医療機関支援に関する技術的助言
- ・ 各都道府県の取組事例の周知、勤改センターのアドバイザー向けの研修の実施 等

4. 周知広報

- ・ 医師の働き方改革を取り上げる医学系学会学術集会及び医療系団体講演会への積極参加
- ・ 医療機関の病院長向けのトップマネジメント研修等各種セミナーの実施による情報発信
- ・ 若手の勤務医等への医療機関内での情報発信用周知素材の制作（令和4年中公開予定） 等

5. 地域医療介護総合確保基金の活用

区分6：医師確保経費（宿日直対応の非常勤医師の確保経費）、タスクシフト・シェアリング経費（医師事務補助作業補助者確保経費）、医療機器整備（タブレット問診システム、オンライン診療システム）、勤怠管理システムの導入、コンサルタント経費（勤務環境改善のためのコンサルタント経費）等

区分4：医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築（寄附講座、謝金等）、産科・救急・小児等の不足診療科の医師確保支援（手当、謝金等）等

今後の対応について

今後の方向性

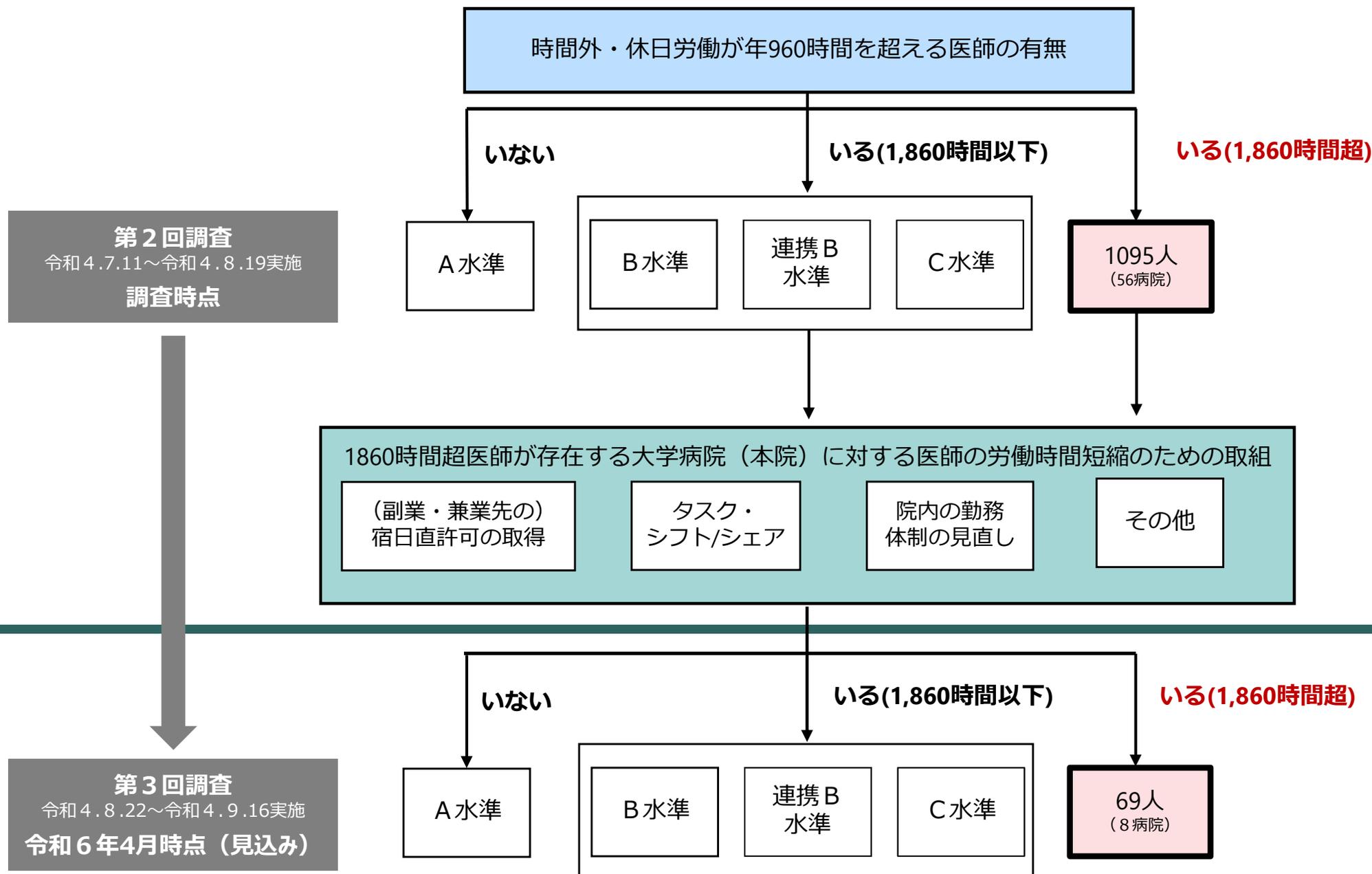
医療機関の準備状況を踏まえると、令和6年4月の施行までに時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超と見込まれる医師数は大きく改善される見込みであり、令和6年4月の医師の時間外・休日労働の上限規制の施行に向けて、医師の労働時間短縮と地域医療を両立させるための取組に対する支援を継続する。

具体的な対応方針

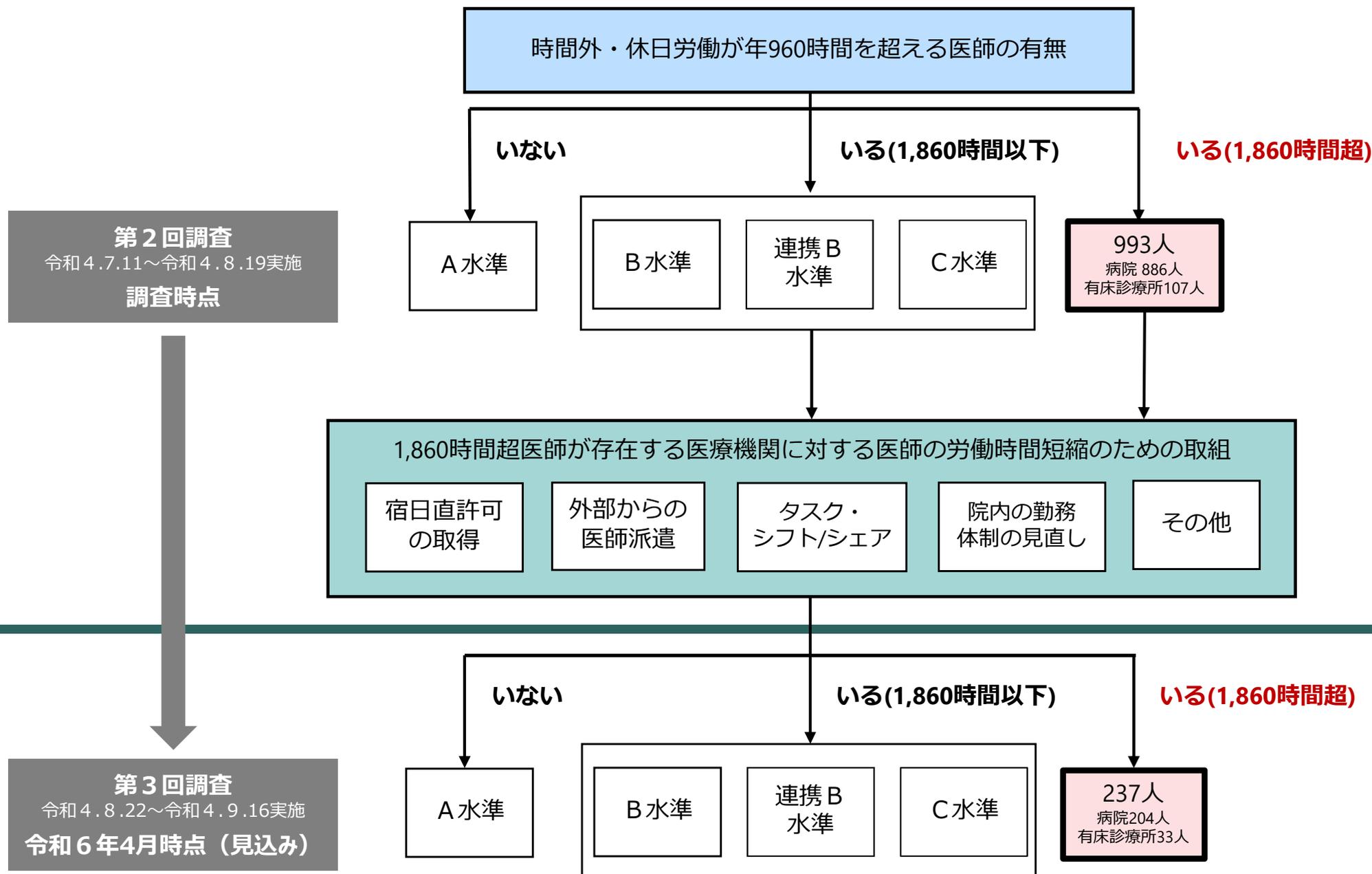
- 第2回調査時点で時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師が存在している医療機関については、各都道府県による個別の状況把握を引き続き求めつつ、大学病院（本院）については、都道府県と協働し、厚生労働省としても個別に実態把握と今後の取組についての状況把握を行う。
- その上で、重点的に対応する必要がある医療機関は、令和6年4月時点で以下の状況が見込まれる医療機関である。
 - ・ 時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超と見込まれる医師が存在することが見込まれる医療機関
 - ・ 地域医療提供体制維持に必要となる医療機関で、医師の引き揚げにより診療機能に支障が生じる可能性がある医療機関
- 対応方針は以下のとおり。
 - ① 都道府県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）による医療機関への個別の伴走型支援や、厚生労働省に設置した医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口を通じた相談機能等により、宿日直許可申請を円滑化するための支援を行う。
 - ② 地域医療介護総合確保基金を活用した、以下の支援を行う。
 - ・ 勤務環境改善の体制整備支援や、勤改センターによる医療機関の勤務環境改善に関する総合的・専門的な個別支援を通じたタスク・シフト/シェアの推進等、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関への支援
 - ・ 地域医療提供体制維持に必要であり、医師の引き揚げ等により診療機能に支障が生じる可能性がある医療機関の医師確保に対する支援

参 考

医師の働き方改革の施行に向けた大学病院（本院）への調査の全体像

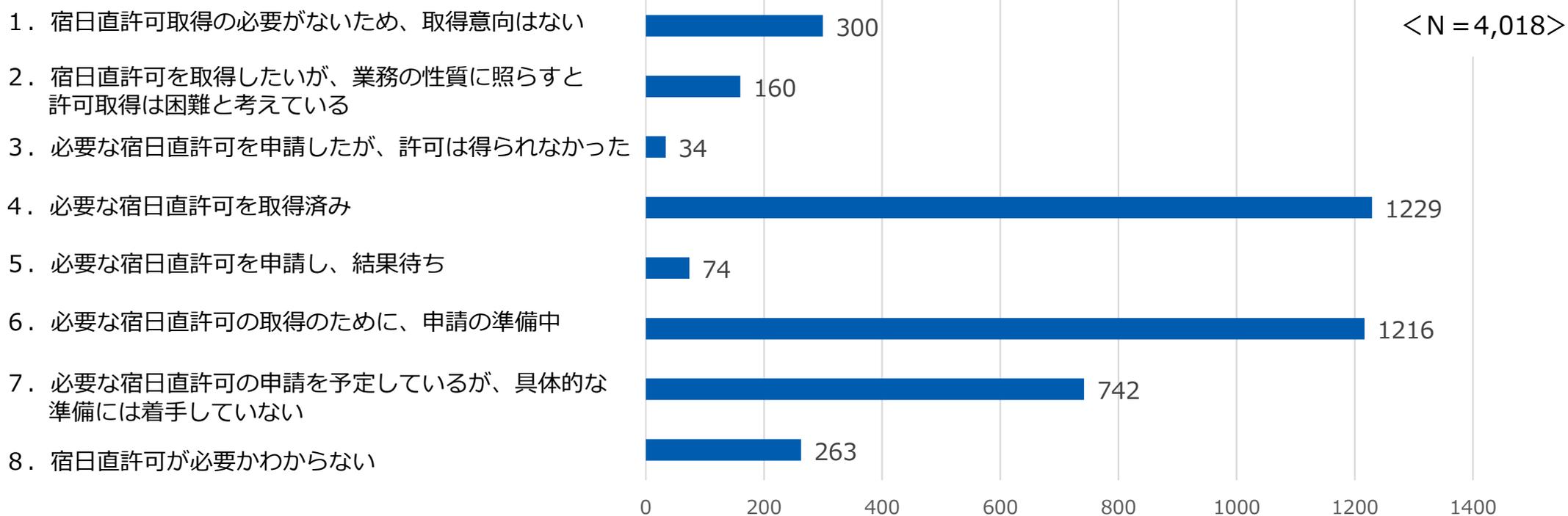


医師の働き方改革の施行に向けた都道府県による医療機関の調査の全体像



医師の派遣を受け入れている医療機関の宿日直許可の申請状況（令和4年8月）

- 病院（大学病院の本院及び防衛医科大学校病院を除く）及び有床診療所において、宿日直許可の取得・申請状況について有効な回答があった医療機関（4,018医療機関）のうち、調査時点で、必要な宿日直許可を「取得済」・「結果待ち」・「準備中」の段階にある医療機関は2,519機関（約6割）となっている。
- 宿日直許可の申請予定である医療機関で、申請の具体的な準備に着手していない742医療機関に対しては、早期の申請が可能となるよう、調査結果をもとに勤改センターを通じて速やかに必要な支援を行っていく。
- さらに、「取得意向はない」・「取得が困難と考えている」・「許可が得られなかった」・「必要かわからない」と回答した医療機関であっても、認識誤りなども考えられることから、調査結果をもとに勤改センターを通じて個別に状況を確認、必要な支援につなげていく。

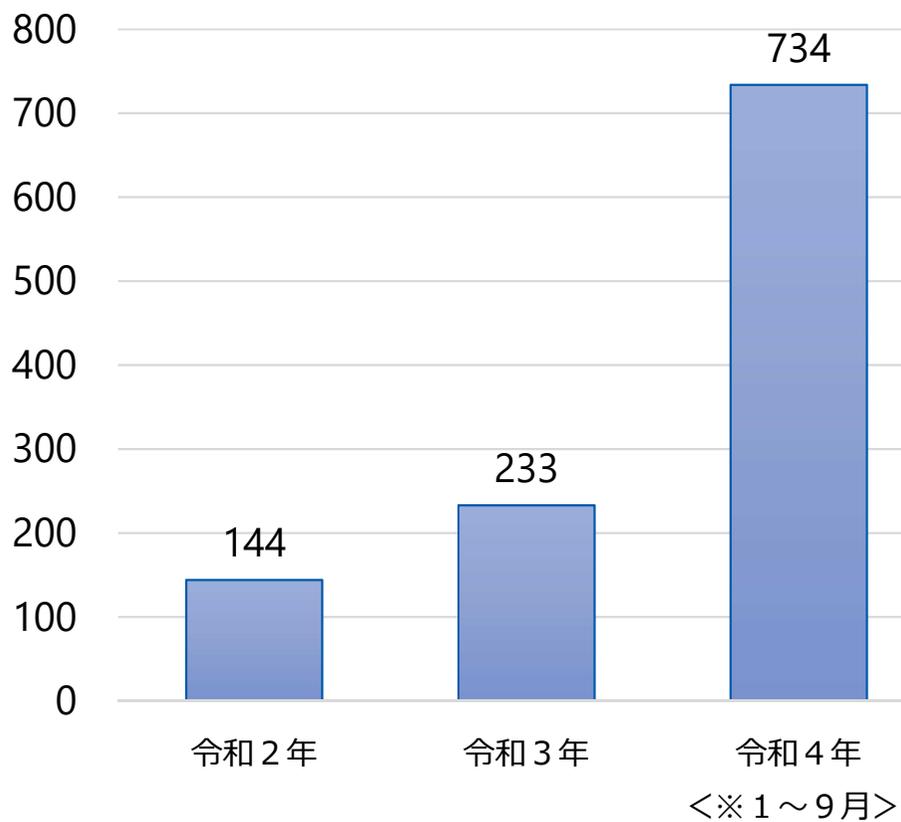


労働基準監督署における医師の宿日直許可の許可件数の推移

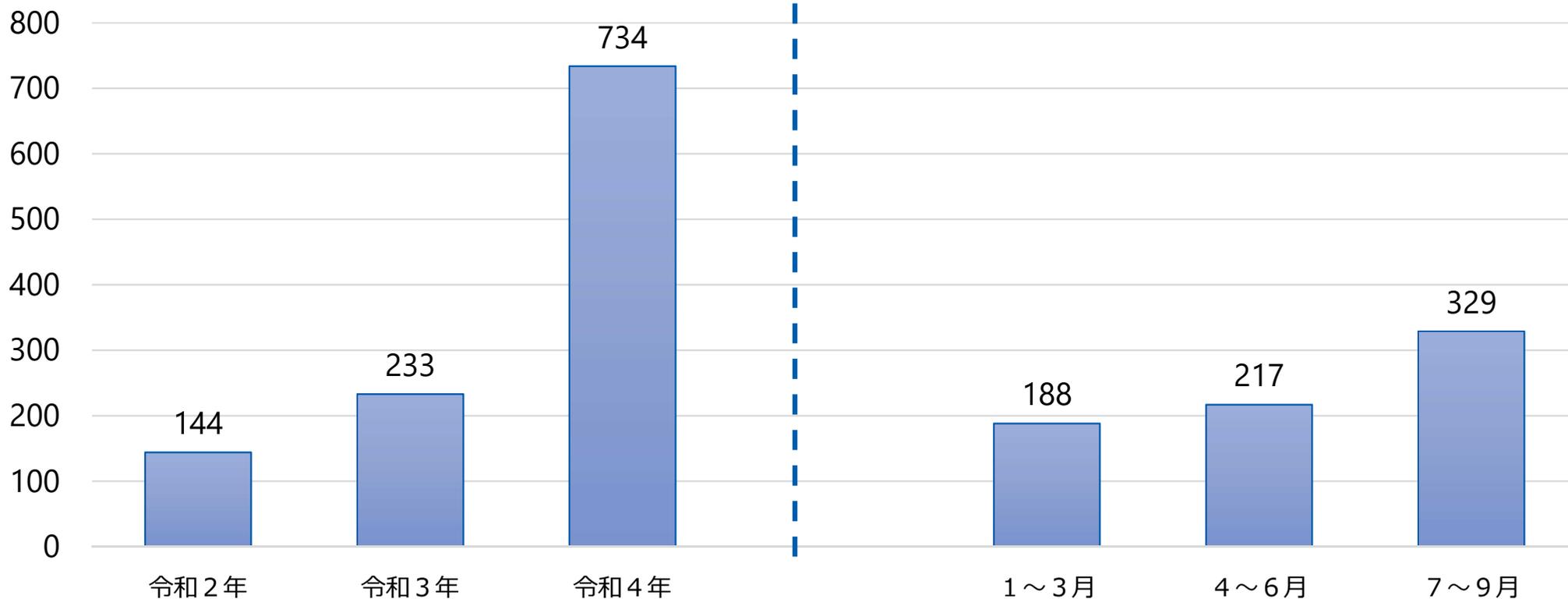
＜医師の宿日直許可の許可件数（年別）＞

	令和2年	令和3年	令和4年（※1月～9月）
許可件数	144件	233件	734件

＜医師の宿日直許可の許可件数（年別）＞



＜医師の宿日直許可の許可件数（令和4年：4半期別）＞



2024年度の時間外労働の上限規制の施行に向けた準備プロセス

